

第15回吹田市バリアフリー懇談会 会議次第

日 時：令和2年2月6日（木）14時～16時

場 所：吹田市役所高層棟4階特別会議室

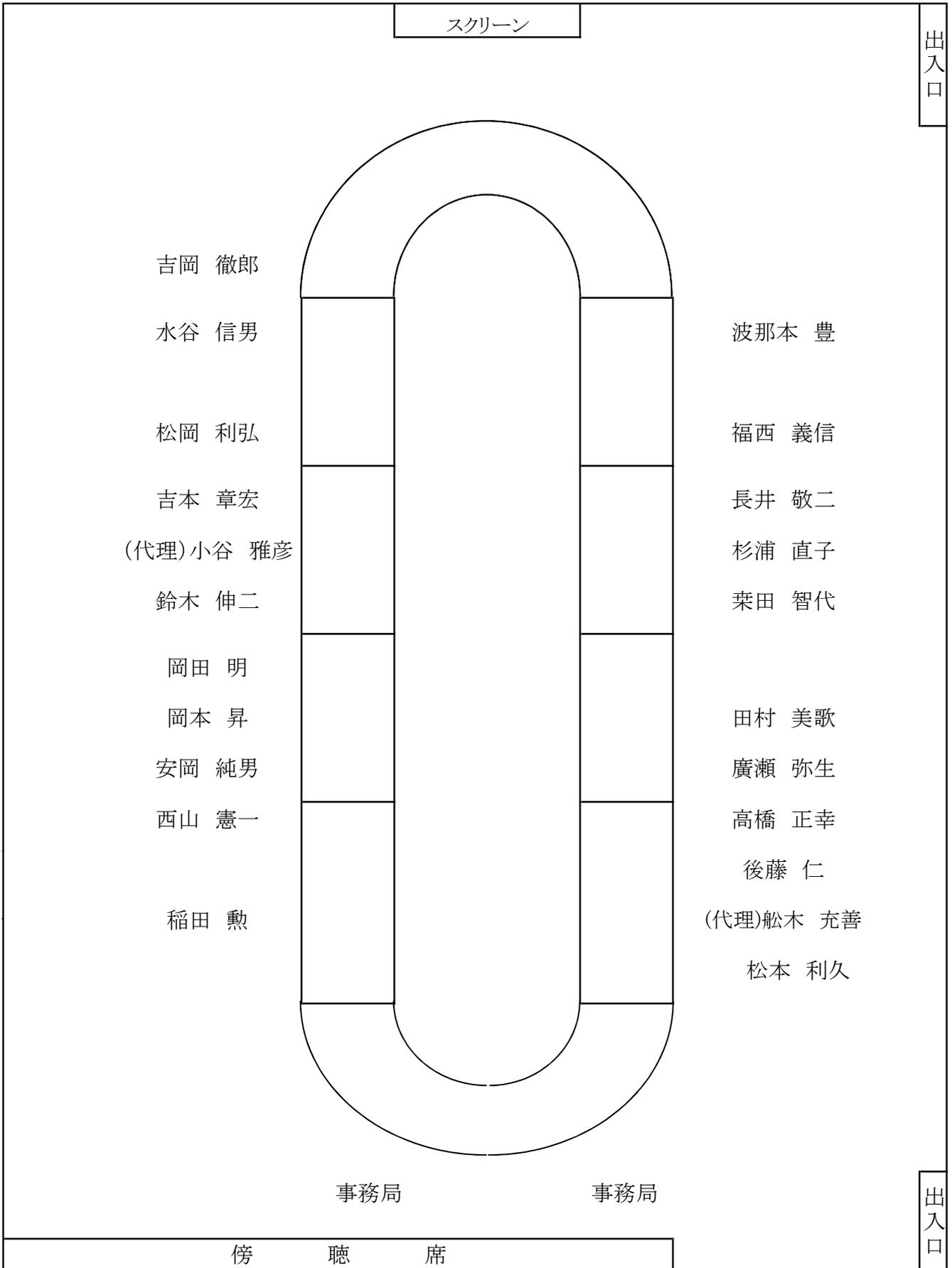
- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 委員紹介（資料－1）
- 4 吹田市バリアフリー懇談会について（資料－2）
- 5 委員長挨拶
- 6 懇談会の進め方
 - (1) 懇談会の情報公開について
 - (2) 懇談会における傍聴に関する事務取扱基準について（資料－3）
 - (3) 懇談会における代理出席について
- 7 議 事
 - (1) 吹田市の道路特定事業の取組み状況について（資料－4、資料－5）
 - (2) 関係事業者の特定事業の実施状況について（資料－6）
 - (3) JR 岸辺駅現地点検報告について（資料－7）
 - (4) その他
- 8 閉 会

【配布資料】

- | | | |
|---|------------------------------|------|
| 1 | 会議次第 | |
| 2 | 配席表 | |
| 3 | 出席者名簿 | 資料－1 |
| 4 | 吹田市バリアフリー懇談会設置要領 | 資料－2 |
| | 吹田市バリアフリー懇談会における構成に関する基準 | |
| 5 | 吹田市バリアフリー懇談会における傍聴に関する事務取扱基準 | 資料－3 |
| 6 | 地区別バリアフリー化整備進捗状況 | 資料－4 |
| 7 | 吹田市の道路特定事業の取組み状況について | 資料－5 |
| 8 | 関係事業者の特定事業の実施状況について | 資料－6 |
| 9 | JR 岸辺駅現地点検報告 | 資料－7 |

令和2年2月6日(木)

第15回吹田市バリアフリー懇談会配席表



第15回吹田市バリアフリー懇談会 出席者名簿

(敬称略)

		氏名	ふりがな	勤務先・団体等	部署	役職	出欠	代理出席
1	委員長	岡田 明	おかだ あきら	公立大学法人 大阪 大阪市立大学	大学院生活科学研究科	教授	○	
2	副委員長	猪井 博登	いのい ひろと	国立大学法人富山大学	都市デザイン学部 都市・交通デザイン学科	准教授	×	
3	委員	杉浦 直子	すぎうら なおこ	男女共同参画推進員			○	
4	委員	三嶋 勝彦	みしま かつひこ	吹田商工会議所		事務局長	×	
5	委員	廣瀬 力松	ひろせ りきまつ	吹田市高齢クラブ連合会		顧問	×	
6	委員	栗田 智代	くわた ともよ	社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会		副会長	○	
7	委員	長井 敬二	ながい けいじ	バリアフリー吹田市民会議委員			○	
8	委員	福西 義信	ふくにし よしのぶ	バリアフリー吹田市民会議委員			○	
9	委員	田村 美歌	たむら みか	子育て中又はその経験のある公募市民			○	
10	委員	廣瀬 弥生	ひろせ やよい	介護又はボランティア経験のある公募市民			○	
11	委員	高橋 正幸	たかはし まさゆき	介護又はボランティア経験のある公募市民			○	
12	委員	波那本 豊	はなもと ゆたか	ITバリアフリーマップ製作実行委員会事務局長			○	
13	委員	岡本 昇	おかもと のぼる	国土交通省近畿運輸局	交通政策部消費者行政・情報課	課長	○	
14	委員	鈴木 伸二	すずき しんじ	大阪府茨木土木事務所	維持保全課	課長	○	
15	委員	安岡 純男	やすおか すみお	大阪府吹田警察署	交通課	課長	○	
16	委員	高見 豊	たかみ ゆたか	西日本旅客鉄道株式会社	近畿統括本部企画課	担当課長	代理出席	小谷 雅彦

		氏名	ふりがな	勤務先・団体等	部署	役職	出欠	代理出席
17	委員	吉本 章宏	よしもと あきひろ	阪急電鉄株式会社	都市交通事業本部技術 部土木技術担当	課長	○	
18	委員	松岡 利弘	まつおか としひろ	大阪市高速電気軌 道株式会社	鉄道事業本部計画部バ リアフリー企画課	課長	○	
19	委員	中川 義彦	なかがわ よしひこ	大阪高速鉄道株式 会社	運輸部	次長	×	
20	委員	水谷 信男	みずたに のぶお	北大阪急行電鉄株 式会社	鉄道事業部施設課	課長	○	
21	委員	吉岡 徹郎	よしおか てつお	阪急バス株式会社	自動車事業本部営業企 画部	業務課長	○	
22	委員	稲田 勲	いなだ いさお	吹田市	行政経営部	部長	○	
23	委員	高田 徳也	たかだ とくや	吹田市	市民部	部長	×	
24	委員	後藤 仁	ごとう ひとし	吹田市	福祉部	部長	○	
25	委員	乾 詮	いぬい さとし	吹田市	都市計画部	部長	代理出席	船木 充善
26	委員	松本 利久	まつもと としひさ	吹田市	土木部	部長	○	
	オブザーバー	西山 憲一	にしやま けんいち	大阪府	住宅まちづくり部建築指 導室建築企画課	総括主査	○	

吹田市バリアフリー懇談会設置要領

(目的)

第1条 吹田市バリアフリー基本構想に基づく特定事業（以下「特定事業」という。）の円滑な推進を図るため、必要な意見又は助言を聴取することを目的に、吹田市バリアフリー懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 懇談会において意見等を聴取する事項は次のとおりとする。

- (1) 特定事業の計画作成の進捗に関する事項
- (2) 特定事業の進捗に関する事項
- (3) 特定事業の完了後の評価及び検証等に関する事項

(構成)

第3条 懇談会は、委員33人以内で構成する。

2 懇談会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- | | |
|--------------------------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 3人以内 |
| (2) バリアフリー吹田市民会議等から推薦された者及び公共的団体の代表者 | 8人以内 |
| (3) 介護又はボランティア経験のある市民 | 3人以内 |
| (4) 子育て中又はその経験のある市民 | 3人以内 |
| (5) ITバリアフリーマップ製作経験者 | 1人以内 |
| (6) 関係行政機関の職員 | 3人以内 |
| (7) 関係公共交通機関の職員 | 6人以内 |
| (8) 関係部長 | 6人以内 |

3 委員の任期は、特定事業が完了し、その評価及び検証が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合には前項に掲げる者のうちから、市長が選任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 懇談会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長

が指名する。

(懇談会)

第5条 懇談会は、市長が招集する。

2 委員長は、懇談会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(検討会)

第6条 懇談会に、必要に応じ、広く市民等の意見を聴くため、検討会を置くことができる。

2 検討会に専門性及び公平性の向上を図るため、アドバイザーを置く。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第7条 懇談会又は検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償)

第8条 委員の報償は、無償とする。ただし、第3条第2項中第1号から第5号までの委員の報償は、予算の範囲内で支払うものとする。

2 アドバイザーの報償は、予算の範囲内で支払うものとする。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は土木部総務交通室において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、懇談会の構成及び運営に関し必要な事項は、土木部長が定める。

附 則 平成15年 8月19日制定
この要領は、平成15年 8月19日から施行する。

附 則 平成19年 1月15日改正
この要領は、平成19年 1月15日から施行する。

附 則 平成21年 2月 3日改正
この要領は、平成21年 2月 3日から施行する。

附 則 平成23年12月26日改正
この要領は、平成23年12月26日から施行する。

附 則 平成24年 4月17日改正
この要領は、平成24年 4月17日から施行する。

附 則 平成25年 2月28日改正
この要領は、平成25年 2月28日から施行する。

附 則 平成26年 4月 1日改正
この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 平成27年 12月 7日改正
この要領は、平成27年 12月 7日から施行する。

附 則 平成28年 4月 1日改正
この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

吹田市バリアフリー懇談会における構成に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、吹田市バリアフリー懇談会（以下「懇談会」という。）の構成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(バリアフリー吹田市民会議等から推薦された者)

第2条 吹田市バリアフリー懇談会設置要領第3条第2項第2号に規定するバリアフリー吹田市民会議等から推薦された者（以下「被推薦者」という。）とは、次に掲げる者をいう。

(1) バリアフリー吹田市民会議設置要領第3条第2項第1号に規定する者のうちから福祉部長が推薦する者 3名以内

(2) 吹田市男女共同参画推進員制度設置要領第2条に規定する男女共同参画推進員のうちから市民部長が推薦する者 1名以内

2 前項に規定する被推薦者のほか、必要に応じて懇談会の委員を経験した者の中から、市長が選任することができる。

(その他)

第3条 この基準に定めるもののほか、懇談会の構成に関し必要な事項が生じたときは、土木部長が定める。

付 則 平成28年 1月 15日制定

この基準は、平成28年 1月 15日から施行する。

付 則 平成28年 4月 1日制定

この基準は、平成28年 4月 1日から施行する。

吹田市バリアフリー懇談会における傍聴に関する事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、吹田市バリアフリー懇談会（以下「懇談会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 懇談会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、懇談会開催時刻の15分前から開催時刻まで行う。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、5名以上8名以下の範囲内で会場の広狭に応じて定めるものとする。

2 傍聴希望者が前項に規定する定員を超えた場合は、抽選によるものとする。

(傍聴することができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴することはできない。

- (1) 酒気を帯び他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (3) 前各号に定めるもののほか、懇談会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は次の事項を守らなければならない。

- (1) 懇談会の秩序を乱し、または懇談会の妨害となるような行為をしてはならないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑いし、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻きをするなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により土木部長の許可を得たときは、この限りではない。
- (5) 飲食をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影しまたは録音等をしてはならない。ただし、土木部長の許可を得たときは、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、委員長から指示があったときはすみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべての係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの基準に違反するときは、委員長はこれを抑止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、懇談会の傍聴に関し必要な事項が生じたときは、土木部長が定める。

附 則 平成21年 2月 4日制定

この要領は、平成21年 2月 4日から施行する。

附 則 平成25年 2月28日改正

この基準は、平成25年 2月28日から施行する。

附 則 平成28年 4月 1日改正

この基準は、平成28年 4月 1日から施行する。